

商 品 名	フリーローン「スーパーアクティブ」
ご利用いただけるお客様	・お借入時の年齢が満 20 歳以上 完済時満 80 歳以下の個人の方。 (パート、アルバイト、専業主婦(配偶者が給与所得者)の方もお申込みいただけます) ・九州総合信用(株)の保証が得られる方。
お使いみち	・個人の健全な生活に必要とする資金
ご融資限度額	・10 万円～500 万円 (1 万円単位) - 但し、パート・アルバイト・専業主婦(配偶者が給与所得者)の方は 100 万円以内となります。
ご利用期間	・6 ヶ月以上 15 年以内(1 ヶ月単位)
ご融資利率	別途、当金庫の定める所定の利率を適用させていただきます。なお、ご融資利率については、窓口にお問い合わせ下さい。 【保証会社保証料について】 保証料はご融資利率に含まれます。 【ご留意事項】 ●毎月のご返済が約定日より遅延された場合、遅延された約定返済元金に対して、延滞損害金がかかります。
ご返済方法	・元利均等毎月返済。 (ご融資金額の 50%以内(1 万円単位)で半年毎の増額返済併用もできます。但し、自営業者、会社役員の方はボーナス返済不可とさせていただきます。)
保証人・担保	保証会社の保証をご利用いただきますので、原則として保証人・担保は不要です。 ※保証会社が保証人をお願いする場合があります。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部法務課(9 時～17 時、電話:0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。(9 時～17 時、電話:03-3517-5825) 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律センター(電話:093-561-0360)久留米センター(電話:0942-30-0144)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。
その他	・お取扱は当金庫本支店のいずれか一店舗でのご利用となります。

※ 当金庫および保証会社の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。

※ 返済額試算をご希望の場合、店頭窓口でお問い合わせ下さい。

※ 金融情勢等に変更があった場合は、適用金利が変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。